

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課）

項目名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置											
税目	法人税											
要望の内容	<p>企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する方針で検討を進めている。また、リース取引に係る貸手の会計処理の変更についても検討している。</p> <p>今般、同委員会において、リース会計基準の見直しについて上記内容とした草案が令和5年5月に公表されており、これを踏まえてリース会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置について要望するものである。</p> <p>また、リース譲渡とみなして措置されている「関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例」についても、リース会計基準の見直しにより影響を受ける可能性があるため、適切な措置（存続）を要望する。</p> <p><経済産業省との共同要望></p> <table border="1" data-bbox="890 846 1487 1010"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。今般のリース会計基準の見直しにより、リース利用者をはじめ関連業界においては税務処理への影響が想定される。このため、リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないように、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>リース取引は我が国産業の設備投資の重要なツールである。リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないように、適切な税制上の措置を講ずることが必要である。</p> <p>また、関西国際空港及び大阪国際空港については、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）に基づき平成28年度より公共施設等運営権の設定（コンセッション）が実施され、新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）はその対価を原資として関西国際空港の整備に要した債務を返済しているところ、両空港に係る公共施設等運営権対価については、公共施設等運営権の設定をリース譲渡とみなす益金認識についての特例により、コンセッション期間にわたり各事業年度ごとに益金として認識している。これにより、新関空会社における債務の早期かつ確実な返済を進めており、新関空会社の財務体質の健全化を支援し、関西空港の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られていることから、リース会計基準の見直しに関わらず、現行の特例措置の存続が必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅵ 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する
		政策の達成目標	新関空会社における債務の早期かつ確実な返済を進め、財務体質の健全化を通じて、適切な業務運営の確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないように、適切な税制上の措置を講ずることを要望するものであり、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展を促進する上で有効である。 また、コンセッション期間にわたり益金認識することで、新関空会社における債務の早期かつ確実な返済を進め、新関空会社の財務体質の健全化を支援し、ひいては関西空港の国際拠点空港としての再生・強化、関空・伊丹両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られることから、本措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に生じる過度な負担が、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないように、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。 また、公共施設等運営権対価の益金認識については、 ・管理者たる新関空会社による継続的な支配・管理があること	

			<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション期間中に契約解除する場合、管理者は契約解除後の運営権対価の支払いを受けることができないことという法的性質を有することからリース譲渡とみなした益金認識を措置しているところであり、一括で益金認識するのではなく、コンセッション期間にわたり益金認識することが合理的であることから、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			<p>(関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置)</p> <p>創設 平成 26 年度</p>